

# 税の申告準備はお早めに

申告相談期間 2月16日(月)～3月16日(月)

市民税・県民税の申告と所得税の確定申告の相談会を行います。  
早めに準備して、所定の会場で申告を済ませてください。

■問い合わせ 税務課市民税係 (TEL)0214



## 申告が必要な人

- ① 事業所得(営業等・農業による所得)や不動産所得、配当所得、譲渡所得等のある人。
- ② 勤務先から「給与支払報告書(源泉徴収票)」が提出されていない給与収入のある人(年の途中で退職して1カ所で年間30万円以下の給与収入のある人など)。
- ③ 給与所得者で給与以外の所得があった人、または2カ所以上から給与を受けた人。
- ④ 年の途中で退職したり、日給で働いているなどの給与所得者で年末調整が済んでいない人(源泉徴収票をもらっていない人)、または医療費控除などを受けようとする人。
- ⑤ 公的年金等の所得のみでも、社会保険料控除・生命保険料控除・扶養控除・医療費控除などを受けようとする人。
- ⑥ 寡婦(夫)控除、または障害者控除などの適用を受けようとする人。ただし、その控除が給与で年末調整済みの場合は申告は不要です。
- ⑦ 非課税証明書が必要な人。

※給与所得には、パート・アルバイトの所得も含まれます。

※所得税の確定申告書を提出した人は、市民税・県民税の申告書の提出は不要です。

## 申告に必要なもの

- ① 申告用紙(すでにお手元にある場合)
- ② 印鑑
- ③ 給与・公的年金等の源泉徴収票(扶養親族分もご持参ください)
- ④ 個人年金や生命保険の満期等の受取金額が分かるもの。
- ⑤ 所得税が還付される場合は、申告者本人名義の金融機関・口座番号が分かるもの。
- ⑥ 事業所得(営業等、農業)、不動産所得のある人は、帳簿や通帳、領収書など収入・支出金額が分かるもの。
- ⑦ 医療費控除を受けようとする人は、領収書と保険金等で補てんされた金額の明細書
- ⑧ 各種領収書または控除証明書(生命保険料、地震保険料、平成18年末までに契約締結された長期損害保険料、国民年金保険料、国民年金基金掛金、寄附金など)
- ⑨ 市民税・県民税の住宅借入金等特別税額控除申告書(市から送付を受けた人で未提出の場合)

## 申告に関する 注意事項

- ① 市役所から個人あてに、申告書の送付は行っていません。申告用紙は、市役所税務課、各地域局、各地域市民センターに備えています。
- ② 申告をしないと、児童手当や保育園の入園、市営住宅入居の申し込み等の各種申請に必要な所得・課税証明書が発行できない場合があります。
- ③ 国民健康保険および後期高齢者医療制度に加入している人は、申告をしないと国民健康保険税や後期高齢者医療保険料の軽減措置が受けられない場合があります。収入がなかった人、非課税所得（遺族年金・障害年金・失業給付金等）のみの人も申告が必要です。
- ④ 住宅借入金等特別控除（住宅ローン控除）を初めて受けようとする人、また初めて事業所得の申告をしようとする人は、高梁税務署（向町・☎2546）で申告してください。
- ⑤ 平成11年から平成18年までに入居し所得税の住宅ローン控除を受けている人で、市民税・県民税の住宅ローン控除を受ける人は、3月16日(月)までに「市民税・県民税住宅借入金等特別税額控除」の申告が必要です。なお、平成18年分および平成19年分の所得税で住宅ローン控除の適用を受けた人には、今月初旬に申告用紙をお送りしています。年末調整済みで所得税の確定申告をしない人は源泉徴収票を添付して税務課へ、所得税の確定申告をする人は確定申告書とともに税務署または税務課へ提出してください。申告相談と併せて申告される場合は、必ず申告用紙をご持参ください。
- ⑥ 介護保険の要介護認定を受けている人は、障害者控除の対象になる場合があります。事前に「障害者控除対象者認定書」の発行を受け、ご持参ください。また医療費控除の対象となるおむつ代は、最初の年は医師の証明が必要ですが、2年目からは介護保険の

- 主治医意見書により、証明書の発行が市役所でできる場合があります。詳しくは保険課介護保険係（☎20299）、または各地域局住民福祉課へお問い合わせください。
- ⑦ 生命保険や郵便局の個人年金、生命保険の一時金や損害保険の満期返戻金は、掛金等を差し引いた部分がそれぞれ雑所得、一時所得となります。必ず郵便局や保険会社等から送付される「支払調書」等を持参の上、申告してください。

## 申告にあたって のお願い

- 申告会場が込み合うことが予想されますので、次のとおりご協力をお願いします。
- ① 申告書を作成済みで提出のみの場合は、市役所税務課および各地域局で随時受け付けます（郵送可）。また各申告会場でも受け付けており、この場合は相談の順番待ちは必要ありません。
  - ② 税務署から申告書を送付された人および青色申告者は、税務署へ直接提出してください。
  - ③ 農業所得のある人は、領収書等を整理し、収入ごと・経費ごとにまとめ、収支内訳書を作成してご持参ください。なお、平成19年4月1日以降取得の資産にかかる減価償却制度が改正になっていますので、ご注意ください。
  - ④ 医療費控除を受けようとする人は、医療を受けた人、医療機関ごとに領収書を分け、あらかじめ集計しておいてください。また、保険金等で補った金額（高額療養費、出産育児一時金等）があれば同様に整理・集計し、内訳書を作成しておいてください。なお、領収書の日付（平成20年中のもの）を必ずご確認ください。
  - ⑤ 国民年金保険料、国民年金基金掛金で社会保険料控除を受けようとする場合は、申告書に証明する書類（控除証明書や領収書）の添付が義務付けられていますので、必ずご持参ください。